

## 特定非営利活動法人日本小児循環器学会データベース委員会規則

### (目的)

第1条 日本小児循環器学会データベース委員会（以下「データベース委員会」という）は、日本小児循環器学会（以下本学会）およびその分科会（以下本分科会）における疾患登録システムの統合的管理、制度設計を行い、疾患登録事業を推進することにより、小児循環器診療と研究に貢献することを目的とする。

### (構成と定員)

第2条 データベース委員会の構成は、担当理事を委員長とし、理事会で承認された委員からなる

2. データベース委員会の定員は10名程度とし、複数名からなる副委員長を置く。
3. データベース委員会は小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
4. データベース委員会は第7条の業務のため小委員会として心血管疾患の遺伝子疫学委員会、形態登録委員会を置く。また、必要に応じて部門を増設し、担当委員を置くことができる。
5. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に協力員として出席を要請し、意見を求めることができる。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度とする。

### (選任方法)

第4条 委員は評議員のうちから理事会において選任する。

2. 委員長は理事会において選任した担当理事があたる。
3. 副委員長は理事会ないし委員の互選によって定める。

### (解任)

第5条 委員の解任は理事会において3分の2以上の議決により行うことができる。

### (補充)

第6条 委員がその職を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て、補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第7条 データベース委員会の業務は、学会または分科会として現在ないし将来の小児循環器に関連するデータベースの統合、構築についての制度設計、実務と広報である。遺伝子疫学、形態登録、稀少疾患、学校心臓検診、蘇生科学、先天性心疾患外科手術、小児循環器領域のカテーテル治療、移行期診療、保険制度、DPC 臨床データ等が、主な疾患登録データベースである。学会行っている心血管疾患の遺伝子疫学、形態登録、稀少疾患登録の更新等と実務を行う。

(運営)

第8条 データベース委員会はデータベース委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。

2. データベース委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。出席できない場合は、委任状を提出することができる。
3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. データベース委員会を開催することが困難であると委員長が判断した場合は、委員の2分の1以上の同意を得た場合に限り、電子メール、ファクシミリ、その他の電磁的記録をもって表決することができる。
5. 会議の議事については、議事録を作成する。
6. 小委員会は必要に応じて部門ごとに開催し、議事録を作成しデータベース委員会に提出する。

(事務局)

第9条 データベース委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局に置く。

(改正)

第10条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるものの他、データベース委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成27年9月27日から施行する。